

県立広島大学大学院総合学術研究科情報マネジメント専攻
修士学位論文審査及び最終試験実施要領

平成19年4月1日
大学要領第7号

(目的)

第1条 県立広島大学学位規程(平成19年大学規程第12号。以下「学位規程」という。)第12条の規定に基づき、情報マネジメント専攻における修士学位論文(以下「学位論文」という。)の審査及び最終試験の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文題目届)

第2条 学位規程第4条第1項の規定による学位論文の提出をする予定の学生は、指導教員の承認を得た上で、学位論文を提出する年度(以下「提出年度」という。)の10月31日までに、修士学位論文題目届(別記様式第1号)を情報マネジメント専攻長(以下「専攻長」という。)を経て総合学術研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、この日が日曜日又は土曜日に当たる場合は、直前の金曜日を提出期限とする。

(学位論文の提出)

第3条 学位規程第4条第1項の規定による学位論文の提出は、修士学位論文提出届(別記様式第2号)を付して、指導教員の承認を得た上で、提出年度の2月10日午後5時までに、専攻長及び研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、この日が日曜日又は土曜日に当たる場合は、直前の金曜日午後5時を提出期限とする。

2 学位論文の提出部数は、正本1部のほか審査に必要な部数とする。

(年度途中の修了者の提出期限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、年度の中途において課程を修了する見込みの学生については、学位論文題目及び学位論文の提出期限は、専攻長が別に指示する。

(審査委員会)

第5条 学位規程第5条第2項の規定により設置する審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、各論文につき主査1名及び副査2名以上で構成するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文について査読による審査を行うとともに、口述又は筆記による最終試験を行い、その結果を総合的に評価し、合否を判断するものとする。

2 審査委員会は、学生が学位論文の内容を発表し、質疑応答を公開で行うことのできる場として、学位論文発表会を開催することができる。

(結果報告)

第7条 学位規程第5条第9項の規定による審査委員会の報告は、前条の学位論文審査及び最終試験終了後、速やかに修士学位論文審査及び最終試験結果報告書(別記様式第3号)を作成し、専攻長を経て研究科委員会に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、学位論文の審査等に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別記)
様式第1号(第2条関係)

平成 年 月 日

県立広島大学大学院
総合学術研究科長 様

情報マネジメント専攻
学籍番号

氏 名

㊟

修士学位論文題目届

下記のとおり提出します。

学位論文題目 〔和文・英文併記〕	
主指導教員(主査) 職・氏名	
副指導教員(副査予定者) 職・氏名	
副査予定者 職・氏名	
副査予定者 職・氏名	

(注) 修士学位論文を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得た上で、10月31日までに修士論文題目届を事務局教学課に提出すること。ただし、この日が日曜日又は土曜日にあたる場合は、直前の金曜日を提出期限とする。

平成 年 月 日

県立広島大学学長 様

情報マネジメント専攻
学籍番号

氏 名 印

修士学位論文提出届

下記のとおり提出します。

学位論文題目 〔和文・英文併記〕			
主査 職・氏名	印		
副査予定者 職・氏名			
副査予定者 職・氏名			
副査予定者 職・氏名			
研究科長引渡日	平成 年 月 日	受領者印	印
専攻長引渡日	平成 年 月 日	受領者印	印
教学課受領日	平成 年 月 日	受領者印	印
修士学位論文提出上の注意			
1 学位論文提出期限は、2月10日午後5時とする。ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にあたる場合は、直前の金曜日午後5時を提出期限とする。			
2 学位論文提出部数は、正本1部のほか審査に必要な部数とする。			
3 学位論文は、指導教員の承認を得た上で、本部教学課に提出すること。			

